

平成22年(ワ)第47553号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

申立書

2011年2月7日

東京地裁民事部第26部 御中

原告 槌田敦

2010年6月21日に提出した証拠申出書の別紙を差し替えたく、申し立てます。

別紙

尋問事項書 (証人 小宮山宏)

- 1 証人の職業
- 2 麻生内閣に地球温暖化対策を提案した事実とその後の経過
 - (1)「温暖化スキャンダルのうわさ」や「CO₂排出量取引の低迷」を知っていたか、
 - (2)これらスキャンダルやCO₂対策の失敗について、「何とかしなければ」と考えたか
 - (3)鳩山内閣の「CO₂25%削減」へのかかわりの事実
 - (4)民主党の国家戦略室政策参与としてのCO₂削減政策
- 3 書物『地球温暖化懐疑論批判』とのかかわりの事実
 - (1)明日香私的印刷物「地球温暖化懐疑論へのコメントVer. 2. 4」(2008年7月7日)との出会い
 - (2)「温暖化懐疑論に終止符を」という談話(甲7-7)に関する事実
 - (3)書物『地球温暖化懐疑論批判』の「はじめに」に9項目の特徴を加えることにした経緯
 - (4)このような特徴を貼り付けるのであれば、その特徴は真実でなければならないが、真実かどうか確かめたか
- 4 その他、これに関連する一切の事項

別紙

尋問事項書（証人 明日香寿川）

- 1 証人の職業
- 2 「いろいろな温暖化スキャンダルのうわさ」を知っていたか
 - (1) また、「CO₂取引の低迷(遂にシカゴ取引所閉鎖)」は経済学の失敗と考えるか
 - (2) 人為的CO₂温暖化説にとって、このような不都合な事態を「何とかせねば」と考えたのか
 - (3) その結果が本件か
- 3 書物『地球温暖化懐疑論批判』とのかかわり
 - (1) 明日香私的印刷物「地球温暖化懐疑論へのコメントVer. 2.4」(2008年7月7日)の経緯
 - (2) 東京大学小宮山学長と懇談し、「温暖化懐疑論に終止符」に協力することにした経緯
 - (3) 私的印刷物「地球温暖化懐疑論へのコメントVer. 3.0」(2009年5月21日)の経緯
 - (4) この私的印刷物(Ver. 3.0)の著者に、東京大学大学院学生山本政一郎を加えることでこの私的印刷物には東京大学の研究成果も存在することにした経緯
 - (5) この私的印刷物の「はじめに」に9項目の特徴を加えることにした経緯
 - (6) この私的印刷物を東京大学の書物『地球温暖化懐疑論批判』に変え、私的印刷物から、東京大学の研究成果を普及する書物にしようとした経緯
発行日はいつか この時、小宮山前学長の関与はあったか
 - (7) ほぼ完成の私的印刷物(Ver. 2.4)に、大学院学生山本政一郎を著者として加えただけで、この書物『地球温暖化懐疑論批判』を東京大学の研究成果とすることができるか
 - (8) それも、山本は当該記事の主執筆者ではなく、到底東京大学の研究成果とは言えない
議論29-5「新聞の報道は間違っている」(甲7、p59)に対する関連論文「遠藤…誤解について」の執筆代表は明日香であって、山本は2番手、3番手は新聞記者
そもそも、この議論は新聞記事の誤報、誤読といった問題で「学術論文」とも言えない
 - (9) 書物『地球温暖化懐疑論批判』では各記事に著者名がないから、論文集ではない
したがって、この書物では各記事も東京大学の責任となり、被告住がその責任を負うのか
 - (10) 著者代表として、この9項目の特徴を加えたことに反省すべき点はあるか。たとえば、著者個人でなく、東京大学に「曲解」、「意義づけに無理」などと断定させた事実
 - (11) 「三段論法の間違い」という特徴9などについて、真実かどうか著者代表として確かめたか
- 3 明日香私的印刷物のままなら、対等の科学者による言論の応酬であり、特に問題にはならない
しかし、この印刷物が明日香から東京大学に譲渡され、東京大学が責任を持つ書物となり、その人身攻撃は甚大な被害を及ぼすことになって、国立大学法人による名誉毀損事件となった。
私的印刷物と東京大学の印刷物の違いについての感想
- 4 その他、これに関連する一切の事項

別紙

尋問事項書 (当事者 住明正)

- 1 当事者の職業
- 2 サステナビリティ学とは何か、日本語では「持続可能性」学のことか
 - (1) 持続可能性の成立条件は、エントロピー増大を免れること、と知っていたか
 - (2) その条件の発見者は原告植田敦であることを知っていたか
 - (3) 原告の業績を引用したことがこれまでにあったか
- 3 「温暖化スキャンダルのうわさ」や「CO₂排出量取引の低迷」を知っていたか
 - (1) スキャンダルまでして人為的温暖化説を守ろうとしたことは、気象学者の失敗と考えるか
 - (2) そのような不本意な事態をなんとかしたいと考えたか その結果が本件か
- 4 書物『地球温暖化懐疑論批判』とのかかわり
 - (1) 明日香私的印刷物「地球温暖化懐疑論へのコメントVer. 2. 4」(2008年7月7日)との出会い
 - (2) 東京大学小宮山学長(当時)と懇談し、「温暖化懐疑論に終止符」を5月に発行するとして経緯
 - (3) しかし、5月に発行したものは、形式的には私的印刷物「地球温暖化懐疑論へのコメント Ver. 3. 0」(2009年5月21日)であって、東京大学の発行としなかったことの経緯
 - (4) この私的印刷物を、後に東京大学の書物『地球温暖化懐疑論批判』として発行した経緯 発行日はいつか この時、小宮山前学長の関与はあったか
 - (5) ほぼ完成の私的印刷物(Ver. 2. 4)に、大学院学生山本政一郎を著者として加えただけで、この書物『地球温暖化懐疑論批判』を東京大学の研究成果とすることができるか
 - (6) それも、山本は当該記事の主執筆者ではなく、到底東京大学の研究成果とは言えない 議論29-5「新聞の報道は間違っている」(甲7、p59)に関連する論文「遠藤…誤解について」の執筆代表は明日香であって、山本は2番手、3番手は新聞記者
そもそも、この議論は新聞記事の誤報、誤読といった問題で「学術論文」とも言えない
 - (7) 書物『地球温暖化懐疑論批判』では、それぞれの記事に著者名がない
したがって、この書物では、それぞれの記事の内容に関する責任は東京大学となる
それも統括責任者としての被告住が負うことになるのか
 - (8) 書物『地球温暖化懐疑論批判』の「はじめに」に9項目の特徴を加えることにした経緯
 - (9) 原告らに貼り付けたこの9項目が真実であるかどうか、発行責任者として検討したか
 - (10) 原告の議論に貼り付けた5項目の特徴の内、真実の証明のできなかつたものはどれか
- 5 国立大学法人東京大学には表現の自由はないから、原告らに9項目の特徴を貼り付け、また原告らの36項目の議論に対して論評はできないことについて、その認識を問う
- 6 東京大学の研究成果の普及でなく、他者批判を目的とする書物の発行は、東京大学の業務として成り立つか(国立大学法人法第22条との関係)
- 7 その他、これに関連する一切の事項

別紙

尋問事項書（当事者 山本政一郎）

- 1 証人の職業
- 2 書物『地球温暖化懐疑論批判』とのかかわり
 - (1) 明日香私的印刷物「地球温暖化懐疑論へのコメントVer. 3. 0」(2009年5月21日)に、
著者として加わるようになった経緯
 - (2) 執筆当時の身分は何か
 - (3) この私的印刷物において、山本が主に執筆した「議論」は何か
 - (4) 議論29-5「新聞の報道は間違っている」(甲7、p59)に対する記事(54行)を
主に執筆した者は、山本ではないようで、到底東京大学の研究成果とは言えない
関連論文「遠藤ほか…の誤解について」の執筆代表は明日香、山本は2番、3番は新聞記者
 - (5) そもそも、この議論は新聞記事の誤報、誤読といった問題で「学術論文」とも言えない
 - (6) この書物『地球温暖化懐疑論批判』に山本が入るだけで、
この書物を東京大学の研究成果の普及とするのは当然と被告山本は考えるか
 - (7) 『地球温暖化懐疑論批判』の出版・発行の当時の身分は何か
 - (8) 博士論文は書いたか。それは何年何月か
- 3 その他、これに関連する一切の事項